令和 6 年 4 月

くらふる事業助成制度Ｑ＆Ａ（R6年度版）

（このQ&Aについては予告なく変更する場合がありますので、ご了承ください）

③スマイリー（民間賃貸共同住宅等建設促進事業）

助成対象となる住宅について

Q1　去年に民間賃貸住宅を新築しましたが、対象になりますか？
→対象になりません。 令和５年４月１日以降に、事前に①認定申請書および②交付申請書を提出する必要があります。①、②に対して町が審査し適当と認められるものが対象になります。

Q2　現在、新築を建設中ですが、対象になりますか？
→対象になりません。 令和５年４月１日以降に、事前に①認定申請書および②交付申請書を提出する必要があります。①、②に対して町が審査し適当と認められるものが対象になります。

Q3　既存の共同住宅を取り壊し、その敷地に新たに共同住宅を建築する場合は助成対象になりますか？
→建替の場合は対象になりません。

Q4　改修や増築等は対象になりますか？
→対象になりません。 これから新築する賃貸住宅が対象となります。

Q5　床面積の制限はありますか？
→床面積制限はありません。

Q6　「１LDK・４戸＋２LDK・４戸」のように、住戸タイプが混在しても対象になりますか？
→対象になります。 住戸タイプが混在しても問題ありません。

Q7　１LDK・12戸の賃貸共同住宅を建設する予定ですが、12戸全て対象になりますか？
→1棟2戸以上８戸を限度として予算の範囲内で助成します。8戸までが助成対象になります。

Q8　「1階・店舗＋2階・賃貸住宅」のような、複合的な建物は対象になりますか？
→複合的な建物は対象になりません。

Q9　施工業者は町外の業者でも問題ありませんか？
→問題ありません。 施工業者は町内業者、町外業者、特に要件として定めていません。

助成対象者について

Q1　個人による申請は対象になりますか？
→対象になります。 令和５年４月１日以降に新たに賃貸共同住宅等を建設する個人または法人が対象になります。

Q2　「町税等を滞納がない個人または法人」とは、どの税のことを指しますか？
→町税等とは、町道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、法人税のことを指します。

申請手続きについて

Q1　申請手続きは、郵送で行うことができますか？
→原則、窓口で手続きをお願いします。なお、遠隔地の場合などでどうしても窓口にお越しいただけない場合に限り郵送で受付しますが、送料は申請者の負担となります。

Q2　工期についての定めはありますか？
→当該年度内（令和6年度の場合は令和7年3月上旬を目処）に賃貸共同住宅等を完成できるものが必須条件となります。

Q3　申込は先着順ですか？
→交付申請は受付順となります。各年度の事業予算額に達した時点で終了となります。